広島県	呉市　三原市　尾道市　府中市　庄原市　東広島市　廿日市市　安芸高田市	
	安芸府中町	
	安芸太田町　北広島町	
山口県	大崎上島町	
徳島県	萩市　柳井市　周南市	
	吉野川市　三好市	
	勝浦郡　勝浦町　上勝町	
	名東郡　佐那河内村	
	名西郡　神山町	
	那賀郡　那賀町	
	美馬郡　つるぎ町	
	今治市　西予市	
愛媛県	越智郡　上島町	
	上浮穴郡　久万高原町	
	喜多郡　内子町	
高知県	宿毛市	
	安芸郡　北川村	
	吾川郡　仁淀川町	
	高岡郡　津野町	
	幡多郡　三原村	
福岡県	飯塚市　嘉麻市　朝倉市	
	田川郡　添田町	
佐賀県	佐賀市　唐津市　多久市　武雄市　小城市	
	三養基郡　基山町	
	藤津郡　太良町	
長崎県	長崎市　佐世保市　対馬市　雲仙市	
	東彼杵郡　波佐見町	
	南松浦郡　新上五島町	
熊本県	八代市　菊池市　宇城市　阿蘇市	
	下益城郡　美里町	
	菊池郡　大津町	
	阿蘇郡　南小国町　小国町　南阿蘇村	
	上益城郡　御船町　益城町　甲佐町　山都町	
	葦北郡　芦北町	
	球磨郡　多良木町　水上村　五木村　山江村　球磨村	
大分県	大分市　中津市　日田市　佐伯市　臼杵市　津久見市　竹田市　豊後大野市	
宮崎県	玖珠郡　九重町	
	東臼杵郡　門川町　諸塚村　椎葉村　美郷町	
	西臼杵郡　日之影町　五ヶ瀬町	
鹿児島県	鹿屋市　枕崎市　垂水市　薩摩川内市　霧島市　いちき串木野市　南さつま市　南九州市　姶良市	
	薩摩郡　さつま町	

備考　この告示に掲げる区域は、平成二十八年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十八年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

平成二十九年三月十日

農林水産大臣　山本　有二

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	上川	美瑛町
	空知	南富良野町
岩手県		宮古市　久慈市　釜石市
熊本県		熊本市　玉名市　菊池市　宇土市　宇城市　阿蘇市
	下益城	美里町
	菊池	大津町　菊陽町
	阿蘇	小国町　西原村　南阿蘇村
	上益城	御船町　益城町　甲佐町　山都町

備考　この告示に掲げる地域は、平成二十八年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○東北地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町歌津字町向一四二番二から同町歌津字峰畑無番まで	前 A	一九・八メートル～一五・八メートル	〇・四キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一五・八メートル～一五・〇メートル	〇・七キロメートル	
	前 C	一五・〇メートル～八・六メートル	一・三キロメートル	
	前 D	八・六メートル～七・九メートル	〇・五キロメートル	
	前 E	七・九メートル～五・七メートル	一・六キロメートル	
	後 A	一九・八メートル～一五・八メートル	〇・四キロメートル	
	後 B	一五・八メートル～一五・〇メートル	〇・七キロメートル	
	後 C	一五・〇メートル～八・六メートル	一・三キロメートル	
	後 D	八・六メートル～七・九メートル	〇・五キロメートル	
	後 E	七・九メートル～五・七メートル	一・六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里前一八五番四から同町歌津字伊里前五九番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十日